

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 44 号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年四日市市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置
（略）	
中央緑地陸上競技場	〃
楠緑地多目的運動場	四日市市楠町北五味塚 1 2 1 5 番地 1
（略）	

改正前	
別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置
（略）	
中央緑地陸上競技場	〃
中央緑地野球場	〃
楠緑地多目的運動場	四日市市楠町北五味塚 1 2 1 5 番地 1
（略）	

改正後	
別表第 2（第 7 条関係）	

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前 9時から正 午まで）	午後（午後 1時から午 後4時30 分まで）	夜間（午後 5時30分 から午後9 時まで）	全日（午前9 時から午後9 時まで）
(略)						
霞ヶ 浦第 2野 球場 松原 野球 場	アマ チュ アス ポー ツ	入場 料金 の類 を徴 しな い場 合	午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは、午前6時 から午後7時まで) 2時間につき 1,940円			
(略)						
備考 (略)						

改正前

別表第2（第7条関係）

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前 9時から正 午まで）	午後（午後 1時から午 後4時30 分まで）	夜間（午後 5時30分 から午後9 時まで）	全日（午前9 時から午後9 時まで）
(略)						
霞ヶ 浦第 2野 球場 中央	アマ チュ アス ポー ツ	入場 料金 の類 を徴 しな	午前9時から午後5時まで (ただし、4月1日から10月31日までは、午前6時 から午後7時まで <u>また中央緑地野球場については午後9 時まで</u> ) 2時間につき 1,940円			

緑地 野球 場		い場 合	
松原 野球 場			
(略)			
備考 (略)			

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

(教育委員会スポーツ課)